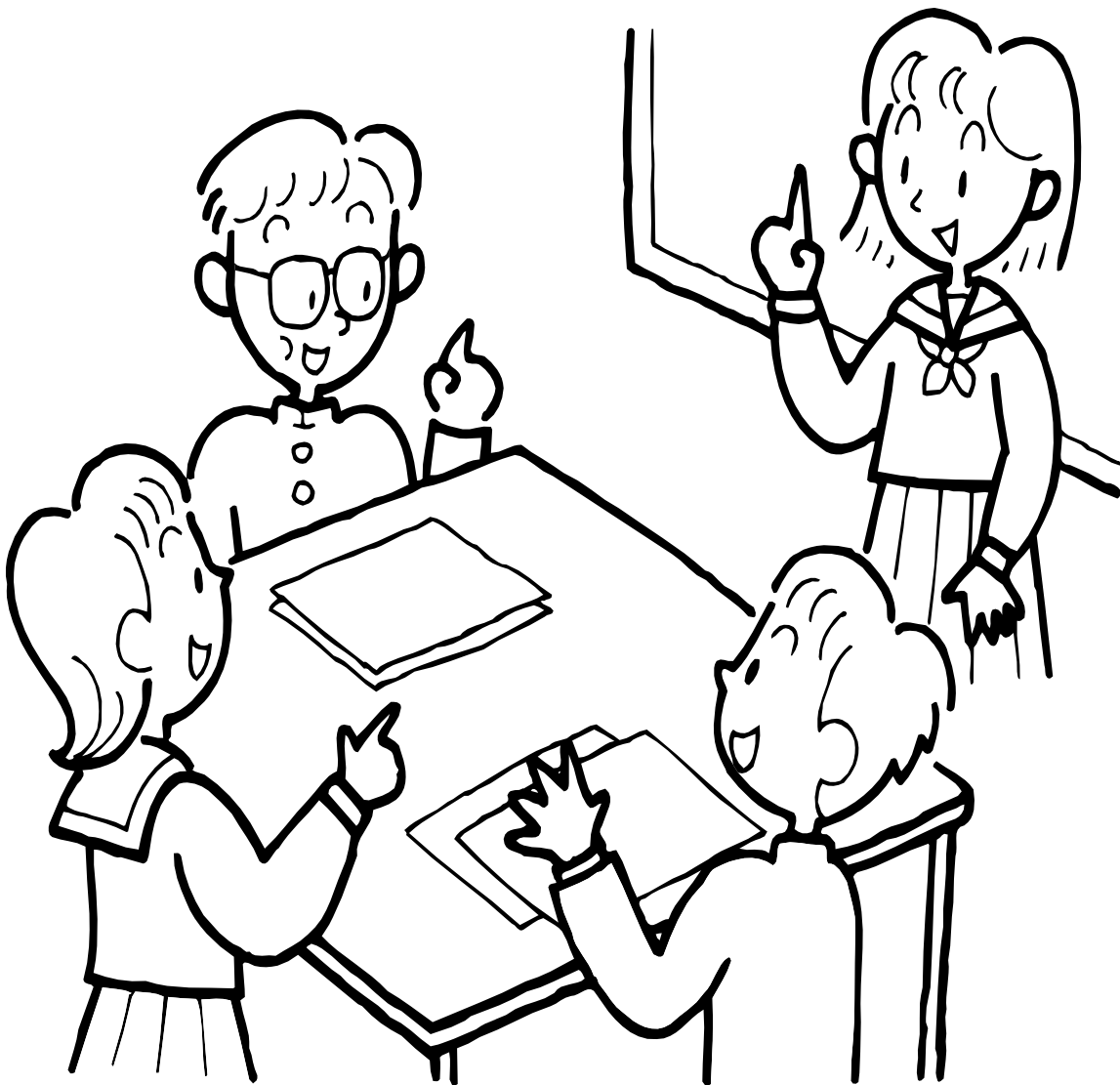


# 高等部生徒心得



県立牧之原特別支援学校高等部

## 1

## 校内生活

- (1) 欠席や遅刻する際は、必ず保護者に学校へ連絡してもらおう。(れんらくアプリや電話)  
(通学バス通学生はバスへの連絡もする。)
- (2) 休み時間は、次の授業の準備をし、授業開始5分前に着席して待つことができるよう心掛けて行動する。
- (3) 清掃時間は全員で協力して校内の清掃美化に努める。
- (4) 公共物は大事に取り扱い、破損した場合は必ず先生に報告する。
- (5) 全ての持ち物に、名前を書く。
- (6) 授業で使わないものは、学校に持ってこない。ただし、余暇の過ごし方の充実のために、ぬり絵、折り紙、CD、小説、勉強に役立つ本などは持ってきても構わない。
- (7) 男女二人で、人目に付かない教室等へ行かない。無断で校外へ出ない。

## 2

## 校外生活

- (1) 外出するときは、『行き先』『誰と行くのか』『何をするのか』『帰りの時間』などを家族に伝える。(午後6時30分までに帰宅し、それ以降の外出は保護者同伴とする。)
- (2) 夜間外出や外泊は保護者と一緒である場合のみ認められる。
- (3) カラオケは保護者と一緒に行く。(成人の友達や卒業生は、保護者とは認めない。)
- 生徒だけの昼間の祭りやゲームコーナー利用は、必ず保護者の許可を得る。午後6時30分以降は、保護者と一緒に行く。(保護者と一緒の場合も午後10時までには帰宅する。)
- インターネットカフェやゲームセンターは、保護者と一緒でも行かない。
- (4) 事故や事件があったら、必ず学校に連絡する。
- (5) 男女交際については本校生徒としてふさわしい行動をする。また、トラブル等防止のため男女二人だけで人目に付かない場所や家、公園等には行かない。

## 3

## 服装・身なり

- (1) 特別の場合を除き、制服で登下校する。
- ア 制服、体育服、ジャージは清潔なものを身だしなみを整えて着用する。
- イ まゆ剃り、ピアス、入れ墨、化粧、マニキュアは禁止する。ただし、まゆを整える必要が

認められる場合に限り、まゆの形が大きく変わらない程度に整えても構わない。

ウ 指輪、ネックレス、ブレスレット、アンクレット、ピアスなどのアクセサリーは身に付けない。また、腕時計は派手にならないものとする。

## (2) 【正しい服装】とは

ア 学校指定の制服・体育服・作業服

イ 半そでからはみ出ない下着

ウ くつ下は白・黒・紺・グレーを基調とした無地またはワンポイントのもの  
(タイツは黒の無地のもの)

エ 上履きは白を基調としたもの(スリッパは不可)

オ 外履きは白・黒・紺を基調とした運動靴、体育等の運動時はランニングシューズは可

カ 体育館では体育館用シューズを履く。

キ 防寒着やマフラー、ネックウォーマー、手袋は白・黒・紺を基調としたものとする。また、防寒着はその時の寒さによって、校舎内で着用をしても良い。ただし、長袖ジャージやブレザーなど、本来の学校指定の服を着た上で、それでも寒い場合に限る。(半袖の上に防寒着…などは不可。) また、防寒対策のカイロや熱中症対策のネッククーラーは許可する。

ク スカートの丈は、膝が隠れる程度のものとする。

ケ ネクタイ・リボンは夏服時以外は必ず着用し、首もとでしっかりと着用する。

## (3) 【悪い服装例】とは

ア ズボンの腰履き(腰パン)

イ シャツ出し(半袖体育服、制服：男子の長袖・半袖シャツ、女子の長袖シャツ)

ウ ノーベルト(制服、作業服)

エ 派手な色や柄のシャツ・防寒着・下着・くつ下

オ タオルの首かけ

カ 体育服を肌着代わりに制服の下に着る

## 4 とうはつ 頭髪

(1) 頭髪を染めたりパーマをかけたりすることは禁止とする。

(2) 髪を整える(寝ぐせをなおすなど)習慣を身に付ける。

ア 前髪が目にかからないようにする。

イ 髪が肩より長い場合は、ゴム(黒、紺、茶)でまとめるようにする。

## 5 携帯電話・スマートウォッチ

### (1) 使用について

ア 夜9時以降の電話やメールをしない。また、長電話もしない。家庭のルールを家族と話し合っ<sup>あ</sup>て決<sup>き</sup>め、必<sup>かなら</sup>ず守<sup>まも</sup>る。

イ 相<sup>あ</sup>手<sup>て</sup>を傷<sup>き</sup>づ<sup>つ</sup>けるメール、迷<sup>めい</sup>惑<sup>わく</sup>メール、いじ<sup>ぜ</sup>め<sup>つ</sup>など<sup>たい</sup>は絶<sup>ぜ</sup>対<sup>つ</sup>に<sup>は</sup>し<sup>て</sup>は<sup>な</sup>ら<sup>な</sup>い。

ウ LINEやフェイスブックなどのSNSでIDや写真などの個人情<sup>こ</sup>報<sup>じ</sup>を<sup>ほ</sup>う<sup>う</sup>送<sup>お</sup>く<sup>く</sup>。

### (2) 携帯電話の学校への持ち込みは禁止する。ただし、登下校時に保護者との緊急連絡方法の手段として必要な場合は、事前に先生と相談し、「携帯電話持込許可願<sup>い</sup>」を提出する。その後学校長の許可が出た場合のみ認められる。

ア 自主通学の場合のみ、保護者への緊急時の連絡手段として認められる。

イ 学校への持ち込みを許可された者は、校内、通学バス内では必<sup>かなら</sup>ず電<sup>でん</sup>源<sup>げん</sup>を<sup>き</sup>り、使用<sup>し</sup>用<sup>よう</sup>しない。

ウ 破<sup>は</sup>損<sup>そん</sup>や紛<sup>ふん</sup>失<sup>しつ</sup>等<sup>な</sup>どがないように、生<sup>せい</sup>徒<sup>と</sup>自<sup>じ</sup>身<sup>しん</sup>で責<sup>せ</sup>任<sup>きにん</sup>を<sup>も</sup>っ<sup>て</sup>保<sup>ほ</sup>管<sup>かん</sup>する。

エ 契<sup>けい</sup>約<sup>やく</sup>・利<sup>り</sup>用<sup>りよう</sup>につ<sup>い</sup>ては、保<sup>ほ</sup>護<sup>ご</sup>者<sup>しゃ</sup>の責<sup>せ</sup>任<sup>きにん</sup>の<sup>も</sup>と<sup>を</sup>行<sup>お</sup>う。

オ 契<sup>けい</sup>約<sup>やく</sup>の<sup>さい</sup>際<sup>さい</sup>には、必<sup>かなら</sup>ず<sup>せ</sup>つ<sup>て</sup>い<sup>い</sup>フ<sup>ィ</sup>ル<sup>タ</sup>リ<sup>ン</sup>グ<sup>を</sup>設<sup>せ</sup>定<sup>てい</sup>する。

### (3) スマートウォッチは、携帯電話の代わりとする場合のみ認められ、以下の全ての条件を満たす者とする。

ア 自主通学をしている。

イ 携帯電話を持っていない、または校内持込の申請をしておらず、自主通学の際にスマートウォッチを緊急時の連絡代わりに使用する場合。

ウ 校内、通学バス内では必<sup>かなら</sup>ず電<sup>でん</sup>源<sup>げん</sup>を<sup>き</sup>り、使用<sup>し</sup>用<sup>よう</sup>しないこと。

エ 「スマートウォッチ持込許可願<sup>い</sup>」を提出し、承認<sup>しやうにん</sup>が<sup>え</sup>得<sup>も</sup>ら<sup>れ</sup>た<sup>者</sup>。

## 6 徒歩・自転車通学

### (1) 徒歩通学や自転車通学を希望する場合は、先生に相談し、自主通学許可願・自主通学誓約書や自転車通学に関わる確認事項に記入したものを提出する。その際、携帯電話やスマートウォッチが必要な生徒は許可願を提出し、許可を受けて登下校中のみ使用できる。但し、(2)及び(3)を遵守し、守れなければ取り消されることがある。

### (2) 交通規則を守り交通安全に心掛ける。

ア 歩<sup>ある</sup>いているときは、

- (ア) 信号を守る。
- (イ) 横断歩道を渡る。
- (ウ) 交差点では一旦停止する。
- (エ) 右側を歩く。

イ 自転車に乗っているときは、

- (ア) ヘルメットを被る。
- (イ) 信号を守る。
- (ウ) 横断歩道では、自転車を押して渡る。
- (エ) 交差点では、一旦停止する。
- (オ) 左側を通行する。
- (カ) 二人乗りはしない。
- (キ) 手放し運転はしない。
- (ク) 並んで運転しない。
- (ケ) 携帯電話は使用しない。
- (コ) 傘差し運転はしない。

※ 2026年4月より、改正道路交通法に基づき、自転車の交通違反に対して16歳以上を対象に「交通反則通告制度(青切符)」が導入されているため制度を遵守すること。



- (3) 交通違反があった場合は許可が取り消されることがある。
- (4) 自転車の改造はしない。整備不良の場合は修理が完了するまで使用できない。

## 7 通学バス

- (1) 大声を出さない、飲食をしない、かけ込み乗車をしないなど、車内でのマナーやルールを守り、周りの人の迷惑にならないように心掛ける。
- (2) 通学の途中で自転車を使用する場合は、6の自転車通学のきまりを必ず守る。
- (3) バスが動いているときは、席を立たない。
- (4) 必ずシートベルトを着用する。

## 8 その他

- (1) 原動機付自転車及び自動車運転免許の取得は、就職に必要な場合にのみ在学中に取得できる。事前に担任の先生と相談し、原動機付自転車運転免許受験許可願や自動車学校入校許可願を提出して学校の許可が出た場合のみ認められる。  
(自動車運転免許：高等部3年の夏季休業以降、原付運転免許：高等部3年の冬季休業以降)
- (2) アルバイトは、事前に担任の先生と相談し、アルバイト許可願を提出して学校の許可が出た場合のみ認められる。

(3) 生徒心得を守れなかった生徒は、生徒指導係と担任が計画した特別指導を実施する場合がある。

(4) 生徒心得で分からないことなどは、先生に相談してください。

☆ 免許取得やアルバイト等、許可が必要なものについては、規約・規定があります。

保護者とよく話し合い、担任の先生に相談してください。

○ 徒歩・自転車通学（自主通学）

○ アルバイト（長期休業中に限る）

○ 携帯電話・スマートウォッチ

○ 原付・自動車運転免許

許可が出た場合でも、以上のことを守れない場合は、許可を取り消すこともある。